

令和 7 年第 1 回

長万部町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 6 日 開会

令和 7 年 3 月 14 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	4 頁
○諸般の報告	4 頁
○会議録署名議員の指名	4 頁
○会期の決定	4 頁
○町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明	4 頁
○常任委員及び議会運営委員の選任について	15 頁
○議長の常任委員の辞任について	16 頁
○議案第 1 号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	17 頁
○議案第 2 号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	18 頁
○議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	18 頁
○議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	19 頁
○議案第 5 号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	21 頁
○議案第 6 号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	22 頁
○議案第 7 号 長万部町税条例の一部を改正する条例	24 頁
○議案第 8 号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25 頁
○議案第 9 号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める	

	条例の一部を改正する条例 -----	26頁
○議案第10号	長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 -----	28頁
○議案第11号	長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例 -----	29頁
○議案第12号	長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の 整備基準を定める条例の一部を改正する条例 -----	30頁
○議案第13号	長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を 改正する条例 -----	30頁
○議案第14号	町道の路線変更について -----	31頁
○議案第15号	令和6年度長万部町一般会計補正予算（第12号） -----	33頁
○議案第16号	令和6年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） -----	36頁
○議案第17号	令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号） -----	37頁
○議案第18号	令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号） -----	38頁
○議案第19号	令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第6号） -----	39頁
○議案第20号	令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号） -----	40頁
○議案第21号	令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第4号） -----	41頁
○議案第22号	令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号） -----	42頁
	（議案第23号から議案第30号まで一括議題） -----	44頁
○議案第23号	令和7年度長万部町一般会計予算	
○議案第24号	令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算	
○議案第25号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計予算	
○議案第26号	令和7年度長万部町介護保険特別会計予算	
○議案第27号	令和7年度長万部町ガス事業会計予算	
○議案第28号	令和7年度長万部町水道事業会計予算	
○議案第29号	令和7年度長万部町公共下水道事業特別会計予算	
○議案第30号	令和7年度長万部町病院事業会計予算	
○諸般の報告	-----	45頁
○諮問第1号	人権擁護委員の推薦について -----	45頁
○休会の決定	-----	46頁
○散会宣告	-----	46頁

令和7年第1回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 7年 3月 6日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開 議 日 時 令和 7年 3月 6日（木） 午前10時00分

◎応 招 議 員（10名）

1番	辻	義雄	6番	高	森功治
2番	橋	本收司	7番	長	崎厚
3番	辻	紀樹	8番	高	橋克英
4番	大	谷敏弥	9番	村	川毅
5番	北	川佳嗣	10番	柏	倉恵里子

◎不応招議員 なし

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎早 退 議 員（1名） 1番 辻 義雄

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡正志	出 納 室 長	工藤貴司
副 町 長	佐藤英代	消 防 長	沼田明宏
総 務 課 長	佐藤久	病 院 事 務 長	本前武広
まちづくり推進課長	小山内敏洋	病院事業推進室長	加藤典明
新幹線推進課長	岸上尚生	教 育 長	近藤英隆
税 務 課 長	田中浩	学 校 教 育 課 長	神野隆之
町 民 課 長	田野憲哉	社 会 教 育 課 長	米代剛
保 健 福 祉 課 長	岡部忠	選挙管理委員会書記長	佐藤久
産 業 振 興 課 長	小川洋	監 査 事 務 局 長	増田理恵
建 設 課 長	上野訓	農業委員会事務局長	小川洋
水 道 ガ ス 課 長	中里博也		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増田理恵
事 務 局 主 幹	佐々木学
議 事 係	川村界斗

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明
日程第4		常任委員の選任について
日程第5		議会運営委員の選任について
追加日程第1		議長の常任委員の辞任について
日程第6	議案第1号	長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第2号	長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第4号	職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第5号	長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第6号	長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第7号	長万部町税条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第8号	長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第9号	長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第10号	長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第11号	長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例
日程第17	議案第12号	長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第18	議案第13号	長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第14号	町道の路線変更について
日程第20	議案第15号	令和6年度長万部町一般会計補正予算（第12号）
日程第21	議案第16号	令和6年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第17号	令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
日程第23	議案第18号	令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第24	議案第19号	令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第6号）
日程第25	議案第20号	令和6年度長万部町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第21号	令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第22号	令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号）
日程第28	議案第23号	令和7年度長万部町一般会計予算
日程第29	議案第24号	令和7年度長万部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第25号	令和7年度長万部町国民健康保険特別会計予算

日程第31	議案第26号	令和7年度長万部町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第27号	令和7年度長万部町ガス事業会計予算
日程第33	議案第28号	令和7年度長万部町水道事業会計予算
日程第34	議案第29号	令和7年度長万部町公共下水道事業会計予算
日程第35	議案第30号	令和7年度長万部町病院事業会計予算
日程第36	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回長万部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。監査委員から1月分の例月出納検査結果報告書が提出されましたので、その写しを配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関及びそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において3番辻紀樹議員、8番高橋議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月14日までの9日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から3月14日までの9日間と決定いたしました。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町政執行方針及び教育行政執行方針並びに予算大綱説明を行います。

はじめに町政執行方針を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和7年第1回町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する所信と町政運営の基本的な考え方を申し上げます。

私は、町長の重責を担わせていただいて以来、今日まで、町民の生命と財産を守るという信念のもと、町民のみなさまの声に耳を傾け、長万部町のさらなる発展と町民生活の向上、夢と希望を持ち安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、町政の執行にあたってまいりました。この間、議員各位をはじめ、町民のみなさまから寄せられた温かいご支援、ご協力に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年10月の衆議院議員総選挙においては、自由民主党・公明党の連立政権が過半数を割り、第2次石破内閣は、野党の協力を得なければ予算案も法案も国会を通らない状況となりましたが、地方創生や賃上げを含めた成長戦略、防災強化、少子化・こども政策の着実な実施など、真に国民のための政権運営がなされることを期待するところであります。

地方を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進展など、依然として厳しい状況にあります。町政の執行にあたっては、将来の北海道新幹線長万部駅開業を見据えながら、第4次長万部町まちづくり総合計画に則り、将来に向かって住み続けたいまち、自主・自立したまちであるために、町民の参加と合意によるまちづくりを進め、各種施策の実現に全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。今後も、町民一人ひとりの思いを大切に町政を進めてまいりますので、議員各位をはじめ町民のみなさまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、町政執行の主要施策について申し上げます。はじめに、防災・防犯対策について申し上げます。防災対策では、B&G財団「防災拠点の設置及び災害時相互支援体制構築」事業の2年目として、昨年整備した防災倉庫への資機材配備や、災害現場で役立つ実践的な研修を実施し、周辺自治体との災害時相互応援など体制づくりを推進してまいります。また、災害時に使用する避難者用寝具や非常食等の計画的な整備、「長万部町水災害避難啓発動画」を活用した地区別防災出前講座を開催し、防災意識の高揚に努めるとともに、長万部町地域防災計画の改訂業務を進めてまいります。

防災対策では、町内における犯罪の発生を未然に防ぎ、安心・安全で犯罪のないまちづくりのため、防犯カメラの設置を進めてまいります。

次に、ガス・温泉管理について申し上げます。神社付近のR5号井は、現在も小康状態で大きな変化は見られませんが、ガス再噴出の可能性も否定できない状況にあるため、専門家や関係機関と連携を図りつつ、モニタリング調査等を継続してまいります。また、天然ガス事業所では、東京理科大学への温泉供給用として新たにバックアップ用圧縮機を導入するため、令和6年度から設備改修工事を実施しており、本年度は圧縮機関連の電気設備や配管設備工事等を実施してまいります。

次に、東京理科大学北海道・長万部キャンパスについて申し上げます。本年も4月8日、全国各地から東京理科大学経営学部国際デザイン経営学科の学生が入寮いたします。当日は、それぞれが公共交通機関で来町されることから、感染症対策への配慮も踏まえて、静かに温かい気持ちで迎えてあげたいと考えております。入寮後につきましては、学生と町民がイベントや各事業で積極的に交流しながら、まちの賑わい創出と活性化に繋げていけるように努めてまいります。今後も大学との良好な関係を維持し、さらなる連携・協力を積極的に進めてまいります。

次に、ふるさと納税について申し上げます。長万部町まちづくり基金条例による、「ふるさと納税」の取組につきましては、新たな返礼品登録事業者や新規返礼品の発掘、各寄附受付サイトについて、魅力ある返礼品掲載写真の加工や、検索最適化対策の研究、ふるさと納税関連イベントへの

参加や、PR広告の掲載など積極的に実施してまいります。

さらに、企業版ふるさと納税につきましては、地方創生及び持続可能なまちづくりを実現させるため、寄附企業にとって魅力のあるプロジェクトを立案し、広く募集してまいります。

次に、長万部駅前周辺における都市整備について申し上げます。昨年、北海道新幹線札幌延伸について、2030年度の開業が極めて困難であることが発表され、開業時期が未定となったことは大変残念でなりません。しかしながら、町が計画する駅前周辺の都市整備につきましては、駅との交通結節点としての機能に加え、防災拠点としても重要な役割を果たすことが期待されているところから、新幹線の開業時期に関わらず、当初の計画どおり2030年度完成を目指して、引き続き取り組んでまいります。

具体的には、交通ネットワークの構築と防災対策の強化を目的とし、現在の長万部駅の場所に自由通路、西口広場、アクセス道路、高架下滞留空間と高架下駐車場の整備、また、地域経済の活性化を図るため、長万部駅東口の土地区画整理事業において、商業区域の再編、本町通の拡幅整備、優良住宅地の造成、駅に隣接する場所への立体駐車場と商業複合施設の誘致を見据えた事業を進めてまいります。

本年度は、新幹線高架下の滞留空間、西口広場とアクセス道路の基本設計及び自由通路の詳細設計を引き続き実施し、関係する鉄道事業者等と協議を進めるとともに、土地区画整理事業の都市計画決定は、町民の皆さんや都市計画審議会の意見を踏まえ、最終的に事業が決まりましたら、直ちに事業認可申請の準備を進めてまいります。今後も、長万部町の未来を見据えたまちづくりを推進し、住民の皆さんに安心・安全な生活環境を提供いたします。

次に、北海道新幹線建設工事関係について申し上げます。新幹線の地上部である明かり区間につきましては、すべての建設工事が発注済みであり、市街地中心部でも今後工事が本格化してまいります。これに伴う工事用道路などの調整についても、町民の皆さんの生活に支障が生じないように、最大限の配慮をしつつ、事業が円滑に進むよう建設主体である鉄道・運輸機構と連携して対応してまいります。

次に、高齢者福祉対策及び介護保険事業について申し上げます。第9期長万部町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、「健康寿命の延伸と元気高齢者の活躍推進」、「安心・安全に暮らせる環境づくり」、「多様な暮らしを支え合うまちづくり」を目標に取組を進めてまいります。高齢者の方々が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、社会福祉協議会をはじめとする関係機関との連携のもと、相談や見守り体制等の生活支援サービスの体制整備、医療・介護連携の推進、認知症の総合的な対策に取り組んでまいります。

さらに、地域包括支援センターでは高齢者の総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら必要なサービスにつなげ、高齢者がいつまでも元気に暮らしていけるよう、在宅での生活を支える介護予防事業等を推進し、介護保険事業の安定とサービス向上に努めてまいります。また、高齢者の皆さんが、その能力や経験を活かし積極的に社会参加ができるよう、地域敬老会への助成、老人クラブの活動支援、タクシー料金の助成、福祉バスの運行、入浴料金助成事業などを継続して実施してまいります。

次に、障がい者福祉関係について申し上げます。第4次長万部町障がい者基本計画及び第7期長万部町障がい福祉計画をもとに、「障がいのある人もない人も、だれもが自立し、安心して暮らし支え合う町」を目指して取組を進めてまいります。障がいのある人とない人が、ともに地域の中で

暮らしていくことができるよう、障がいに対する理解促進を図り、相談支援体制や情報提供の充実・強化を図るとともに、個々に応じた的確なサービスの提供に努めてまいります。また、町内に在住する障がいのある方が集まり、軽作業を行うことで生きがいを見いだすことができる場所として、地域活動支援センター事業を継続してまいります。

次に、町民の健康増進について申し上げます。長万部町健康づくり計画に基づき、「健やかに産み育てる」、「生活習慣病の予防と悪化の防止」、「こころの健康保持」を目標に、家庭や教育関係機関、町内会等の地域団体と連携し、健康づくりの推進に取り組んでまいります。

安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進するため、妊婦一般健診、新生児聴覚検査、不妊・不育治療に要する費用の一部を助成し、経済的支援を行ってまいります。また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく支援し、必要なサービスにつなぐ、相談支援を充実してまいります。

食育では、幼少期から食への関心を持ち、栄養や食の安全への理解を深め、健康的な食生活を実践できるよう支援してまいります。

生活習慣病の予防と悪化の防止では、少年期から知識の普及や良い生活習慣についての周知、健診の重要性について啓蒙に努めてまいります。また、こころの健康保持では、面談や電話による相談事業を継続してまいります。

次に、児童福祉関係について申し上げます。第3期長万部町子ども・子育て支援事業計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を行ってまいります。

町立保育所では、職員体制の充実を図るとともに保護者のご協力をいただきながら、保育サービスや保育環境の充実に努めてまいります。また、保育所内に設置している子育て支援センターでは、みんなの広場や遊びの広場、親子遊びの場の提供、子育て相談、子育て支援の充実に努めてまいります。

幼児教育・保育の無償化により、引き続き子育て世代への負担軽減を図るとともに、拡大して実施しております町内の保育園、認定こども園に2人以上で入所の就学前第2子以降の児童の無料化についても継続し、子育て支援の拡充を図ってまいります。

学童保育につきましては、民間事業者に委託し、昼間、留守家庭の児童の放課後等に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成のため、引き続き実施してまいります。

次に、生活環境関係について申し上げます。私たちの暮らしに関わる環境問題への取り組みは、町民一人ひとりが意識を高め、環境負荷を減らす生活を実践することが重要です。「混ぜればごみ、分ければ資源」という言葉のとおり、自然に優しい巡回型地域社会の実現を目指すため、ごみ減量化の一環として、生ごみ堆肥化容器の購入補助や廃食油、衣類などの無料回収を引き続き実施してまいります。また、海岸漂着物の回収・処理につきましては、補助事業を活用し、静狩地区、旭浜地区、長万部地区で実施を続けてまいります。さらに、低炭素まちづくりのための節電対策を強化するため、各団体が管理している街路灯の電気料金や設置改良に対する補助を継続し、省エネルギー機器の導入を進めるとともに、維持管理の負担軽減を図ってまいります。

空家対策事業では、令和7年度までの5か年計画である「長万部町空家対策計画」の次期計画を策定し、空家等対策の総合的な強化を図るため、空家等の実態調査を実施してまいります。また、町民が安心して生活することができる環境を守るため、倒壊や、屋根・外壁などの部材が飛散するおそれがある、空家の解体工事費用を補助する制度を、引き続き実施してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。酪農経営の安定的発展を図るため、酪農ヘルパー利用組合や乳牛検定組合に対する助成をしてまいります。また、生産者のコスト低減と労働力軽減を図る

ため、町営による公共牧場事業を継続してまいります。肉用牛は、町有貸付牛の貸付けを引き続き行うとともに、農協や農業改良普及センター等と連携し、農業者の技術支援や巡回指導等に努めてまいります。

道営草地整備事業は、公共牧場を含めた実施計画区域で、起伏修正41.8ヘクタール、草地造成改良36.0ヘクタール、暗渠排水20.6ヘクタールなどの整備事業を実施してまいります。各地区の農地及び営農用水施設等の維持管理につきましては、多面的機能支払交付金事業を活用し、これまでどおり保全活動の支援を行います。

農業の抱える様々な課題解決に向けて「長万部町農業振興協議会」を中心に、農業者、関係団体、行政の役割を明確にしつつ、当町の基幹産業の1つである農業の維持・拡大を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、ヒグマやエゾシカに加え、キツネやアライグマ等の小動物による農業被害も増加傾向であるため、緩衝地帯整備や戸締りの徹底等により、物理的な侵入経路を塞ぐなどの対策を徹底すると同時に、農林業被害の未然防止、及び特定外来生物の侵入・定着阻止のため、長万部町鳥獣被害防止対策協議会が、その取組の中心となり、関係機関と連携をし、これらを捕獲するためのわなを被害箇所周辺等に設置することで、個体数の調整を図り、効果的な対策を実施してまいります。

次に、林業振興について申し上げます。町有林造林事業としては、町有林の多面的な機能をより一層充実させるため、地拵・植栽、下刈、保育間伐、搬出間伐、皆伐事業などの一体的な森林整備を実施してまいります。

民有林保安事業は、「豊かな森づくり推進事業」による造林奨励事業補助を行うとともに、町単独事業として「民有林造林推進下刈奨励事業」による下刈事業補助を行い、林業振興と森林機能の向上に努めてまいります。

分収造林事業としては、分収造林契約地の下刈、作業道修繕事業などを実施してまいります。道営事業は、豊津地区の町有林、及び民有林事業推進のため、平成17年度から実施している基幹林道豊津・黒岩線整備を引き続き進めてまいります。

次に、漁業振興について申し上げます。本町の令和6年におけるホタテ貝養殖漁業の漁獲量及び漁獲金額は、漁獲量で1万4,526トン、漁獲金額では25億110万円となり、前年と比較し、漁獲量は5.9パーセントの増、漁獲金額では50.9パーセントの減となりました。漁獲金額の減収につきましては、ホタテ貝の中国への輸出禁止措置を受けたことが主な要因と考えられます。

ホタテの生育状況は、本年2月に渡島北部地区水産技術普及指導所が調査した結果、例年並みの生育となっておりますが、引き続き、各関係機関と連携し、注意深く生育調査等を行ってまいります。

漁業振興では、漁港街路灯電気料の補助を行い、漁家経営の安定化と健全な育成を進めてまいります。水産物供給基盤機能保全事業は、北海道が事業主体となり、長万部漁港の機能保全工事や静狩漁港の漂砂対策として、防砂堤の新設工事を行うことが決定されております。

次に、商工・観光振興について申し上げます。人口減少に加え、長期化するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響によって、地域経済は厳しい状況が続く中、本町の商工業の振興を図るため、商工会への運営費助成を行ってまいります。また、中小企業の育成と経営安定のため、商工会と連携し、中小企業融資資金の貸付けを行い、利子補給を実施してまいります。

多目的活動センターあつまんべにつきましては、町内・町外の団体問わず、各種イベントや会議に利用いただいております、木育コーナーも親子の憩いの場となっております。今後も積極的に活用し

ていただき、地域振興が図られるよう利用を推進してまいります。

観光振興では、ＪＲ長万部駅舎内に設置されている長万部観光協会による観光案内所は、本町の観光案内はもとより名産品販売所として広く知られており、観光客や町民の方に利用され、地域経済への寄与が見受けられております。令和７年度は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した助成を行い、観光拠点の維持を図ってまいります。また、本町の大きな観光資源の一つであります長万部温泉の温泉井維持管理事業に助成し、温泉施設の安全と安定供給に努めてまいります。

さらに、開催を前提に、本町の一大会イベントであります「おしゃまんべ毛がにまつり」に助成し、地域特産物のＰＲを積極的に行い、町内外の各団体と連携を強め、地域の活性化を図り、観光ブランド化を進め、さらなる観光振興・地域振興に努めてまいります。

次に、労政関係について申し上げます。人口減少の影響や物価高騰により、全国的に雇用情勢は不安定となり、厳しい状況にあります。本町としては、良質で安定的な雇用を維持するため、引き続き、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会等関係機関と連絡を密にし、求人情報や各種事業等の周知を進めるとともに、国や北海道と連携して、雇用の確保を積極的に行ってまいります。

次に、消費生活相談関係について申し上げます。近年の消費生活相談の多様化に伴い、高度な対応ができる「函館市消費センター」への相談引き継ぎ体制を整えております。また、北海道が交付する地方消費者行政強化事業補助金を活用し、担当職員を専門的な研修に派遣することにより資質向上を図り、さらなる消費生活相談体制の充実を図ってまいります。

次に、建設関係について申し上げます。土木事業では、長万部町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、町道橋２５橋の法定点検並びに２橋の修繕設計及び１橋の修繕工事を道路メンテナンス補助事業を活用して実施してまいります。

道路維持事業では、除雪ダンプトラック１台を社会資本整備総合交付金事業を活用して更新いたします。そのほか、町道の舗装補修工事及び排水路の清掃、河川維持などについて、計画的に実施してまいります。

公園事業では、施設の維持管理更新のための都市公園施設長寿命化計画を、社会資本整備総合交付金事業を活用して策定してまいります。

公営住宅事業では、夜間停電時における入居者避難時の安全確保のため、昨年に引き続き、町営住宅はまなす第２団地の共用廊下・階段に設置している非常照明用器具の交換工事を実施してまいります。また、北海道新幹線建設に伴う町営住宅南部団地移転に係る新団地建設につきましては、令和７年度は高砂地区の６棟１５戸の住宅建設及び外構整備工事を、社会資本整備総合交付金事業を活用して実施してまいります。そのほか、住宅施設や設備の維持、修繕など、計画的に実施してまいります。

次に、ガス事業について申し上げます。令和６年度の経営状況は、ガス販売量は微増傾向となっておりますが、単年度収支では赤字が見込まれております。令和７年度の主な事業として、前年度から継続中の新幹線関連事業に伴うガス本支管移設事業等を実施してまいります。収益は、需要家の減少等によるため、昨年よりガス売上の微減を見込んでおり、あわせて原料費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。ガス事業につきましては、今後も厳しい経営環境ではありますが、保安の確保と安全性の向上に努めるとともに、健全な経営を図るよう努力してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。令和６年度は、給水件数、給水量とも１月末現在で、前

年度より上回ることや経費等の節減により、当初は赤字予算でありましたが、単年度収支で黒字が見込まれております。

令和7年度の主な事業としては、前年度から継続中の新幹線関連事業に伴う水道管移設関連事業等を実施してまいります。収益は、給水収益の微増を見込んでおりますが、動力費や施設修理費等の増加により、単年度収支で赤字の見込みとなっております。

水道事業につきましては、今後とも経費の節減を図り効果的な事業運営を実施し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道事業の利用状況は、令和7年1月末現在、供用開始区域内人口3,357人に対し、下水道接続人口は2,880人で、水洗化率85.8パーセントとなっております。本事業につきましては、令和6年度から公営企業会計へ移行しており、今後も快適な生活環境づくりに向け、水洗化の普及促進に努め、自主財源の適正な確保と経営の効率化を進めてまいります。

また、汚水処理施設では、し尿・浄化槽汚泥等をスムーズに受け入れて、順調に稼働処理を行っており、令和7年度も、引き続き万全の体制で事業を実施してまいります。あわせて、新幹線建設工事に伴う污水管移設工事関連業務、及び下水道ストックマネジメント計画に基づく終末処理場更新工事を継続して実施してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院につきましては、地域医療を支える町内唯一の病院として、また、救急告示病院として、機能の充実に努めてまいります。本年度は、内科医師3名、外科医師1名による診察体制を整え、毎週火曜日と金曜日は北大病院からの医師派遣による小児科診療、整形外科は毎月2回、眼科は2か月に1回を、それぞれ函館市内の民間病院から医師の派遣を受け診療にあたっております。土曜日・日曜日の救急医療につきましては、北大病院、市立函館病院などから医師の派遣を受け、診療を実施してまいります。今後も、地域に根ざした住民から信頼される病院づくりを目指してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。近年の複雑多様化、大規模化する火災や災害に対応する消防体制を確立するため、消防施設や装備の拡充を図り、住民が安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置から15年が経過しているため、早期更新の普及啓発を推進し、あわせて、悪質な訪問販売などに注意するよう周知してまいります。

救急業務につきましては、引き続き、ドクターヘリや医療機関との連携を強化し、迅速な救急搬送体制を確立するとともに、救急救命士を医療研修機関に派遣し、必要な知識技術を修得させるなど、救急隊員の資質向上を図ってまいります。

消防団につきましては、消防団員の技術向上や国が定める装備基準に基づき、装備資機材を計画的に整備し、団員の安全確保に取り組んでまいります。

以上、町政執行の概要について申し述べましたが、日々の変化を鋭敏に感じ取り、町民のみなさまの声に耳を傾けながら、ともに汗を流し地域づくりに邁進する決意であります。町議会並びに町民のみなさまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上です。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で町政執行方針を終わります。

次に、教育行政執行方針を行います。

近藤教育長。

〔教育長（近藤英隆）登壇〕

○教育長（近藤英隆） 令和7年度長万部町教育行政執行方針。

令和7年第1回長万部町議会定例会の開会にあたり、長万部町教育委員会が所管する教育行政の基本的な考え方について、分野ごとに申し上げます。

学校教育について。児童生徒の安全確保に向けた取組。近年、北海道においても猛暑日が増加するなど気象状況の大きな変化による児童生徒の生命や健康を保護する観点から、夏季休業日を25日間から30日間と期間を長くするとともに、普通教室や特別支援教室にポータブルクーラーを設置しております。今年度も熱中症事故等に注意しながら児童生徒の適切な学習環境整備に努めてまいります。

I C Tを活用した教育活動の推進。G I G Aスクール構想に伴うI C T活用教育が学校においても定着しております。今年度は、北海道による共同調達会議に参加し、学習者用パソコン端末の更新を進めてまいります。

学校間連携による教育活動の充実と高等学校支援。小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流や教員の意見交換の機会を設けるなど、幼保小連携を進めてまいります。

令和7年度の長万部高等学校の新入学希望者が10名以下となり、高校存続に強い危機感を持って、生徒確保に向けた各種補助制度やスクールバスの活用などの支援による保護者への負担軽減と生徒一人ひとりの学習能力の向上とキャリア教育支援、小中高連携の更なる強化により、魅力ある高校づくりを進めるため、協力・連携してまいります。東京理科大学との連携については、オンラインの活用や学生と児童生徒の交流等も含め、積極的に協議を進めてまいります。

学校、家庭、地域社会の連携・協力の推進。安全で安心な校内外生活を送ることができるよう、P T Aや学校運営協議会と連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となり「地域とともにある学校づくり」を推進してまいります。

学力・体力向上への取組。児童生徒の学習に対する理解度の把握に努め、授業内容の工夫やI C Tの活用など、学力向上に繋げるため授業改善を進めてまいります。また、デジタル教科を活用した家庭学習の習慣付けも進めてまいります。

児童生徒の実態と課題を比較分析し、学校における体育・健康に関する指導方法を改善するなど、体力向上に努めてまいります。

特別支援教育への取組。「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」には、学校内の教職員同士が協力し、児童生徒を支援する体制づくりを進めてまいります。また、教育支援委員会会議などを通じて、幼稚園・保育所・関係機関との連携を図り、就学前からの情報収集に努め、就学指導を適切に実施してまいります。

いじめ防止・不登校等児童生徒への取組。いじめの問題については、学級活動や道徳教育の中で、児童生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許されない行為」という強い意識を持たせるための取組を進めてまいります。また、いじめの把握をするため、アンケートを実施し、いじめの早期発見に繋げ、問題解決に取り組んでまいります。

不登校等児童生徒については、学校適応指導専門員の配置と北海道教育委員会事業を活用したスクールカウンセラーを活用するなど体制を整備し、学校に対しては、定期的な家庭訪問や保護者との連絡を取り合うなど、不登校の解消に向けた対応を進めるよう指導してまいります。

学校施設の維持・管理と通学路の安全確保。児童生徒にとって安全で安心な学校施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕などを実施してまいります。また、通

学路の点検と町民や保護者などからの危険と思われる場所や不審者に関する情報提供に可能な限り迅速に対応し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

学校給食について。安全・安心な給食の提供。「安全・安心でおいしい給食」の提供については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、栄養バランスのとれた献立内容の工夫に努めるとともに、衛生管理の徹底に努めてまいります。また、原材料価格の動向を見極め、食材の値上がりにより給食費負担金が保護者の負担増とならないよう、食材購入費を補てんしてまいります。

食育の推進。食育については、食べ物を無駄にしない意識の醸成や、食に対する知識やマナーなどを身につけるための指導を進めてまいります。また、食育の実現には、学校・家庭・地域の連携が不可欠であるため、給食だよりやホームページなどにより、保護者などへの広報・啓発活動を実施してまいります。

給食費の未納・滞納解消への取組。給食費の未納と滞納が発生しないようにするため、未納者への通知や訪問、電話などによる督促のほか、児童手当からの特別徴収も実施してまいります。

社会教育について。生涯学習推進の取組。町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、社会教育関係団体との連携を図りながら、町民の生涯学習活動の推進・充実に努めてまいります。

地域活動をはじめ、各種団体・サークルなどへの支援を継続し、子どもから高齢者まで世代に応じた学習活動と体験活動の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携した青少年の健全育成活動を推進してまいります。

文化・図書館活動の取組。町民の心豊かで潤いのある生活を推進するため、長万部町文化協会と構成する各種文化団体への継続した支援を行うとともに、町民が意欲的に文化活動へ参加する機会の充実に努めてまいります。また、文化ホールを活用した舞台芸術の鑑賞や町民の発表機会を提供するため、長万部町文化協会と連携した取組を進めてまいります。

図書館活動として、移動図書館車での巡回や地域文庫などの実施等、学校・家庭・地域等を通じた読書活動を推進してまいります。また、町民の読書習慣の定着を図るため、図書館から積極的に情報を発信し利用拡大を図りながら、親しみやすい図書館を目指し、事業の充実に努めてまいります。

文化財保護・保存・活用の取組。本町の貴重な文化財であります国指定史跡や、道指定天然記念物のほか、静狩湿原の保護・保存活動を継続するとともに、本町の文化財を活用した学習機会の充実に努めてまいります。また、工事等に伴う埋蔵文化財調査についても、北海道教育委員会と連携して対応してまいります。

スポーツ活動振興の取組。スポーツ・レクリエーション活動を通じて、町民が健康で生きがいを持てる環境づくりを目指してまいります。長万部町スポーツ協会やスポーツ少年団、構成する各種スポーツ団体への継続した支援を行うとともに、団体活動の活性化や町民の生涯スポーツの普及・定着にも努めてまいります。

また、プールのより一層の活用を図るため、継続した水に親しむ活動の充実に努めるとともに、子どもも大人も楽しめる体験活動等をB&G財団や道内の海洋センターと連携・協力しながら、各種事業を実施してまいります。

社会教育施設の維持・管理。社会教育施設の維持・管理のため、随時、安全性の点検・確認を実施し、適切な修繕・更新などを実施してまいります。

以上、教育行政執行方針の概要について申し述べましたが、今後も各種教育施策の検証と改善を

図りながら、教育関係者との連携を強化して、より信頼される教育行政の執行に努めてまいります。

〔教育長（近藤英隆）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で教育行政執行方針を終わります。

10時55分まで休憩いたします。

10時45分 休憩

10時55分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて予算大綱説明を行います。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和7年度各会計予算案について、その大綱を要約してご説明申し上げます。

各会計の予算規模は、一般会計が65億2,100万円、特別会計及び企業会計は、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・ガス・水道・公共下水道・病院の7会計が、合わせて42億6,893万8,000円となり、一般会計及び特別会計並びに企業会計の合計は、107億8,993万8,000円で、前年度対比6億2,189万6,000円の増となっております。

それでは、各会計ごとに主な内容について申し上げます。

はじめに、一般会計予算案についてご説明いたします。予算総額は65億2,100万円で、前年度と比較して5億400万円、8.4パーセントの増となりました。増額となった主な要因は、自由通路設計業務委託、北海道新幹線建設負担金、新団地建設工事の増などによるものであります。

歳出につきましては、議会費は7,623万4,000円で、議会運営費と事務局経費を計上いたしました。

総務費は18億4,293万5,000円で、主なものは、新幹線建設負担金5億9,435万9,000円、地域情報化1億4,473万4,000円、防災対策1,156万円、防犯カメラ整備141万5,000円、このほか一般管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費など管理部門の経費を計上いたしました。

民生費は10億2,389万7,000円で、主なものは、高齢者生活支援874万8,000円、高齢者生活福祉センター運営3,386万5,000円、高齢者入浴料金助成1,026万5,000円、このほか心身障害者医療費、乳幼児等医療費、保育所に係る児童措置費、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金等に、所要額を計上いたしました。

衛生費は5億3,085万6,000円で、主なものは、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,788万2,000円、ごみ処理施設運営1億3,445万5,000円、汚水処理施設維持管理4,514万3,000円、このほか予防費、公害対策費、病院事業会計繰出金、水道事業会計繰出金等に、所要額を計上いたしました。労働費は137万1,000円で、労働金庫への貸付金100万円と季節労働者への就労援助、団体運営に対する補助などを計上いたしました。

農林水産業費は3億471万7,000円で、主なものは、農業振興対策は、長万部地区道営草地整備事業負担金等、農地振興として3,088万9,000円、公共牧場管理運営1,911万円、林業振興対策は、町有林下刈事業等、林業振興として5,186万1,000円、分収造林1,614万8,000円、森林基幹道豊津・黒岩線林道負担金3,000万円、水産振興対策は、水産基盤整備2,830万7,000円、水産物流通加工基盤強化対策4,033万5,000円を計上いたし

ました。

商工費は5,123万6,000円で、主なものは商工会運営費補助等、商工振興として1,103万円、観光協会運営費補助等、観光振興として1,703万2,000円、多目的活動センター運営970万6,000円を計上いたしました。

土木費は15億1,895万3,000円で、主なものは道路舗装・側溝補修等・除雪対策経費・除雪ダンプトラック購入として4億978万円、都市計画1億6,000万円、町営住宅建設5億9,950万円を計上いたしました。

消防費は2億237万1,000円で、主なものは消防施設整備1,298万9,000円、このほか消防本部、消防団に係る経費を計上いたしました。

教育費は4億1,100万9,000円で、主なものは小学校整備1,227万6,000円、スクールバス購入1,161万5,000円、学習文化センター運営1,919万8,000円、学校給食センター運営8,296万8,000円を計上いたしました。

災害復旧費は、災害応急対策として15万6,000円を計上いたしました。

公債費、諸支出金、予備費は、それぞれ所要額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。町財政の根幹であります町税収入は6億6,352万8,000円で、前年度に比較し5,113万7,000円、8.4パーセントの増となっております。

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式割譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、合わせて2億3,090万円を計上いたしました。

地方交付税は、24億500万円で、普通交付税は22億5,500万円、特別交付税を1億5,000万円見込んでおります。

税収入、繰入金等の自主財源は、17億176万8,000円を計上いたしました。その主なものは、財産収入2,399万9,000円、使用料及び手数料1億5,295万6,000円、分担金及び負担金3,591万5,000円、繰入金5億5,406万7,000円で、繰入金の内訳は、財政調整基金1億300万円、減債基金1,604万9,000円、まちづくり基金3億6,600万円、地域福祉基金200万円、森林環境譲与税基金693万4,000円、北海道新幹線建設関連補償事業基金6,008万4,000円、以上6基金からの繰入金を計上いたしました。

国庫支出金や町債等の依存財源は、48億1,923万2,000円を計上いたしました。内訳として、国庫支出金は7億131万8,000円で、主なものは、公営住宅建設1億9,732万5,000円、自立支援給付負担金9,813万6,000円、都市構造再編中支援事業7,390万円など。道支出金は2億2,113万3,000円で、主なものは、自立支援給付負担金4,906万8,000円、林業振興費2,737万8,000円、後期高齢者医療保険料軽減費負担金2,475万7,000円。町債は12億110万円で、内訳は、総務関連では4事業で5億7,850万円、民生関係は1,290万円、衛生関係は3,200万円、農林水産関係では4事業で6,370万円、土木関連では3事業で4億9,300万円、消防関連は750万円、教育関連では2事業で1,350万円であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算案について申し上げます。予算総額は1億1,849万円で、新年度に比較し360万円、3.1パーセントの増となりました。

次に、国民健康保険特別会計予算案について申し上げます。予算総額は7億856万円で、前年度に比較して128万円、0.2パーセントの増となりました。

次に、介護保険特別会計予算案についてご説明いたします。予算総額は8億2,350万7,000円で、前年度に比較して1億579万8,000円、11.4パーセントの減となりました。

次に、ガス事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額1億1,484万円、収益的支出予定額1億4,561万5,000円で、差引3,077万5,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額818万2,000円を加えた、3,895万7,000円の赤字となります。

資本的収支予定額は、建設改良費9,000万円、企業債償還金3,460万円、合計1億2,460万円となり、これに対する財源は、工事負担金9,000万円、過年度分損益勘定留保資金3,400万円で補てんしてまいります。

次に、水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額4億6,695万2,000円、収益的支出予定額4億8,116万7,000円で、差引1,421万5,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、企業債償還金2,332万円で、これに対する財源は一般会計補助金26万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1,267万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1,037万5,000円で補てんしてまいります。

次に、公共下水道事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額3億6,257万1,000円、収益的支出予定額4億745万6,000円で、差引4,488万5,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額5,418万1,000円を加えた、9,906万6,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、建設改良費5億9,600万円、企業債償還金6,050万7,000円、合計6億5,650万7,000円となり、これに対する財源は、企業債2億7,670万円、国庫補助金3億1,930万円、受益者負担金3万2,000円、過年度分損益勘定留保資金6,047万5,000円で補てんしてまいります。

次に、病院事業会計予算案について申し上げます。収益的収入予定額7億3,284万3,000円で、収益的支出予定額7億6,187万5,000円で、差引2,903万2,000円に当年度分の建設改良費による消費税資本的収支調整額81万円を加えた、2,984万2,000円の赤字となります。資本的収支予定額は、建設改良費891万7,000円、企業債償還金790万4,000円、看護学生奨学金貸付金102万円で、合計1,784万1,000円となり、これに対する財源は、他会計負担金332万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1,451万9,000円で補てんしてまいります。

以上で、一般会計を含めた8会計予算の大綱について、説明を終わります。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で予算大綱説明を終わります。

◎常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、常任委員の選任について及び日程第5、議会運営委員の選任についてを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。総務常任委員及び産業建設常任委員に全議員を、議会運営委員に議長及び副議長を除く全議員をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり、総務常任委員、産業建設常任委員及び議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま私が総務常任委員及び産業建設常任委員に選任されましたが、議長の職務上から委員を辞退したいと思いますので、よろしくお取り計らい願います。

暫時休憩いたします。

1 1 時 1 1 分 休憩

〔議長除斥。副議長、議長席へ〕

1 1 時 1 2 分 再開

○副議長（村川毅） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長から、総務常任委員及び産業建設常任委員の辞任の申し出がありました。

お諮りいたします。議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認め、よって議長の常任委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎議長の常任委員の辞任について

○副議長（村川毅） 追加日程第1、議長の常任委員の辞任についての件を議題といたします。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任が認められております。

お諮りいたします。議長の申し出のとおり、総務常任委員及び産業建設常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長の総務常任委員及び産業建設常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

1 1 時 1 4 分 休憩

〔副議長自席へ。議長、議長席へ〕

1 1 時 1 5 分 再開

○議長（柏倉恵里子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第8条第2項の規定による、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選と、所管事務等の調査についての協議を行うため、各委員会を開催いたします。

なお、お昼の休憩時間となりますので、本会議を午後1時から再開いたしますのでご承知をお願いします。

では、午後1時まで休憩いたします。

1 1 時 1 6 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、辻義雄議員より早退の届け出がありましたので、これを許可いたしました。

休憩中に開催した各委員会において、委員長および副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務常任委員会の委員長には高森議員、副委員長には大谷議員。

産業建設常任委員会の委員長には辻紀樹議員、副委員長には長崎議員。

議会運営委員会の委員長には北川議員、副委員長には高橋議員。

以上のとおりであります。

◎議案第 1 号 長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 6、議案第 1 号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例で規定している引用条項にずれが生じることから、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条は、定義で、第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に、第 3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に、第 4 号中「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改めるもので、附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、議案第2号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第2号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、昨年8月に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」での「仕事と生活の両立支援の拡充」に係るもので、両立支援制度を利用しやすい勤務環境とするため、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第9条は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限で、第1項は、小学校就学の始期に達するまでの子についての、養子縁組に関する説明のカッコ書きを削るもの。

第2項は、子の適用年齢の引き上げで、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるもの。

第4項は、第16条の介護休暇に関する準用規定で、第1項及び第2項の改正に伴い条文を整理するものであります。

2頁をご覧ください。下段の、第16条は介護休暇で、「定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加え、「支障があるもの」の「もの」を漢字に改めます。

3頁をご覧ください。第18条の次に、第18条の2として「配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等」に関する規定と、第18条の3として「勤務環境の整備に関する措置」に関する規定を追加します。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第8、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例で規定している引用条項にずれが生じることから、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第14条は、部分休業の承認で、第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改めるもので、附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和6年人事院勧告に伴い、令和7年度から適用となる、給料表、扶養手当の支給額、期末・勤勉手当の支給割合などの改定、級別職務分類表の改正及び刑法等の一部改正に伴い、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第8条と第9条は扶養手当で、配偶者に対して6,500円支給する規定を削除し、子に対する支給額1万円を1万3,000円に引き上げ、これに伴う関係条文を改める

ものであります。

2 頁をご覧ください。第 9 条の 2 は通勤手当で、有料道路の利用を可能とし、交通機関等を利用して通勤するものの支給限度額 5 万 5,000 円を 15 万円に引き上げ、これに伴う関係条文を改めるものであります。

3 頁をご覧ください。下段の、第 9 条の 3 は住居手当で、第 8 条の扶養手当の改正に伴い条文を整理するもので、第 2 項の「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」の説明を加えます。

4 頁をご覧ください。第 9 条の 4 は地域手当で、級地区分の見直しにより、7 段階が 5 段階となり、3 級地から 5 級地の支給割合を、3 級地 100 分の 12、4 級地 100 分の 8、5 級地 100 分の 4 に改めます。

13 条の 3 は管理職員特別勤務手当で、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象時間帯について、改正前の「午前 0 時から午前 5 時まで」を、「午後 10 時から翌日の午前 5 時まで」とし、この時間帯に勤務した場合の支給額を、100 分の 150 を乗じた額とするため、条文を整理するものであります。

5 頁をご覧ください。中段の、第 13 条の 4 は特定の職員についての適用除外で、第 9 条の 3 の住居手当を、これまで除外としていた定年前再任用短時間勤務職員に支給するため、「第 9 条及び第 9 条の 3」を「及び第 9 条」に改めます。

第 15 条は期末手当で、第 2 項は、一般職員に係る改正として、「6 月に支給する場合には 100 分の 122.5 を、12 月に支給する場合には 100 分の 127.5」を「100 分の 125」に改め、再任用職員に係る改正として、第 3 項を「定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」とする。」に改め、6 月期と 12 月期の支給割合を平準化するものであります。

6 頁をご覧ください。第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 は、刑法等の一部改正に伴う文言の修正で、「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

7 頁をご覧ください。第 15 条の 4 は勤勉手当で、第 2 項第 1 号は、一般職員に係る改正として、「6 月に支給する場合には 100 分の 102.5 を、12 月に支給する場合には 100 分の 107.5」を「100 分の 105」に改め、再任用職員に係る改正として、第 2 号の「6 月に支給する場合には 100 分の 48.75 を、12 月に支給する場合には 100 分の 51.25」を「100 分の 50」に改め、6 月期と 12 月期の支給割合を平準化するものであります。

8 頁をご覧ください。別表第 1「行政職給料表」の改正で、3 級から 6 級までについて、上段に記載の、下位の号俸を削除して、削除した分の号俸を詰めるもので、9 頁まで続きます。

10 頁をご覧ください。別表第 3「行政職給料表級別職務分類表」の改正で、職務の級 2 級の 6 に「又は消防士長」、3 級の 3 に「困難な業務を処理する」を加え、5 級の 2 の「技師長、看護師長又は薬局長」を「総看護師長、看護師長、技師長又は薬局長」に改めます。

11 頁をご覧ください。附則として、第 1 項は「施行期日等」で、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3 の刑法等の一部改正に伴う文言修正の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行するもので、第 2 項は「号俸の切替え」についての取扱いを、第 3 項は「切替日前の異動者の号俸の調整」についての取扱いを規定し、第 4 項は「令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置」として、令和 7 年度については、子の支給額「1 万 3,000 円」を「1 万 1,500 円」に、配偶者の支給額は「廃止」にかかわらず「3,000

円」とするもの、及び附則別表として「行政職給料表の適用を受ける職員の号俸の切替表」を、議案のとおり規定するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第5号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第5号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、期末・勤勉手当の条文について、規定の方法がほかの条文と異なっていることから、同様の規定内容とするため条文を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第12条は期末手当で、改正前の条文を、「第12条、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第2項、任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。第3項、前2項に規定するフルタイム会計年度任用職員が任期の満了の日の翌日において、会計年度任用職員として再度任用されたときの在職期間の扱いについては、引き続きその職にあった者とみなし、在職期間を通算する。」に改めます。

第12条の2は勤勉手当で、改正前の条文を、「第12条の2、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例の適用を受ける職員の例による。2頁をご覧ください。第2項、前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。」に改めます。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第6号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第6号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、国家公務員等の旅費の支給に関する法律の一部改正に伴う、旅費の種目の改正、及びそれに起因する条文を整備するため、関係規定を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明させていただきます。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条は目的で、改正前の条文を、「この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（非常勤職員（地公法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地公法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。」に改めます。

第2条は用語の定義で、第1項第3号の出張を、「職員が公務のため一時その勤務場所（常時勤務する場所のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所、その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。」に改め、第5号の「帰郷」を「帰住」に、第6号の家族を、「内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。」に、改めます。

2頁をご覧ください。第3条は旅費の支給で、第2項第3号の「帰郷」を「帰住」に、第3項の「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条」を「地公法第29条」に改めます。

第4条は旅費の種類で、第1項の「移転料、着後手当、家族移転料、支度料、旅行雑費」を、「転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費」に、第8項の「移転料」を「転居費」に、第9項の「着

後手当」を「着後滞在費」に、第10項の「家族移転料」を「家族移転費」に、第11項の「支度料」を「渡航雑費」に改め、第12項を削り、第13項を第12項とするものであります。

第9条は鉄道賃で、3頁をご覧ください。第1項の「指定料金」の次に「並びに寝台料金並びにこれらの費用に付随する費用」を加え、第4号として、「寝台料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃、第2号に規定する急行料金及び前号に規定する座席指定料金のほか、寝台料金」、第5号として「前各号に掲げる費用に付随する費用」を加え、第2項を、「前項第2号に規定する急行料金及び同項第3号に規定する座席指定料金は、旅行命令等に従った場合に特別急行列車又は普通急行列車を実際に利用することができるときに限り、支給する。」に改め、第3項を削り、第4項の「前3項」を「前2項」に改め、「指定料金」の次に「並びに寝台料金」を加え、同項を第3項とするものであります。

第10条は船賃で、「特別船室料金による。」を「寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金並びにこれらの費用に付随する費用による。」に改め、第2号として「公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前号に規定する運賃のほか、その寝台料金」を加え、4頁をご覧ください。改正前の第2号の「前号」を「第1号」に改め、「運賃」の次に「及び前号に規定する寝台料金」を加え、同号を第3号とし、第4号として「座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金」、第5号として「前各号に付随する費用」を加えます。

第15条は、「移転料」を「転居費」に、第1号の「家族」の次に「(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。)」を加え、第2号の「、(コンマ)」を「、(読点)」に改めます。

第16条は、「着後手当」を「着後滞在費」に改めます。

第17条は、「家族移転料」を「家族移転費」に、第1号アの「着後手当」「着後滞在費」に、5頁をご覧ください。ウの「着後手当」を「着後移転費」に、第3号の「着後手当」を「着後滞在費」に改め、第2項の「家族移転料」を「家族移転費」に改めます。

第22条から6頁の第25条までは、内国旅行の旅費に関する規定を準用する内容に改めるもので、第22条の本邦通過の場合の旅費は、「外国旅行の旅費については、前章に規定するところによる。」、第23条の鉄道賃は、「外国旅行における鉄道賃の額は、第9条の規定に掲げるものに相当する額とする。」、6頁をご覧ください。第24条の船賃は、「外国旅行における船賃の額は、第10条の規定に掲げるものに相当する額とする。」、第25条の航空賃及び車賃は、「外国旅行における航空賃の額は、第11条に規定する額とする。」に改めるものであります。

第26条は日当及び宿泊料で、第2項の「第23条第3号の規定により」を「外国旅行において、寝台料金を徴する列車に乗車した場合に要する」に改めます。

7頁をご覧ください。第27条は、「支度料」を「渡航雑費」に改め、第3項として、「渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税及びこれらに類する又は付随する費用として町長が特に必要があると認める場合に限り支給することができる。」を加えます。

条文の最後、第28条の旅行雑費は、「削除」に改めます。

別表の改正として、別表第2は、「移転料」を「転居費」に、8頁をご覧ください。別表第3は、「支度料」を「渡航雑費」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するもので、適用区分は、改正後の規定は、

この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第6号長万部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 長万部町税条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第7号長万部町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） ただいま上程されました、議案第7号長万部町税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、町税条例に引用している条項にずれが生じるため改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更内容であります。

1頁をご覧ください。第36条の2は町民税の申告で、第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

第63条の2は、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出で、第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものであります。

2頁をご覧ください。第89条は種別割の減免で、第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

第139条の3は、特別土地保有税の減免で、第2項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものであります。

3頁をご覧ください。第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告で、第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

附則は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するという規定であります。

以上がただいま上程されました。

第139条の3から修正させていただきます。第139条の3は、特別土地保有税の減免で。

○議長（柏倉恵里子） 休憩いたします。

13時37分 休憩

13時37分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） 2頁の139条の3の説明から訂正いたします。

第139条の3は、特別土地保有税の減免で、第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

3頁をご覧ください。第149条は、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告で、第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものであります。

附則は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行するという規定であります。

以上がただいま上程されました、議案第7号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第8号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第8号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

議案に、新旧対照表とあわせて一部改正の要点の資料を添付させていただいております。こちらで改正内容の要点について、ご説明させていただきます。

1の改正理由についてですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準を定める本条例を国の基準と同様に改正するものであります。本条例は、施設及び事業者が給付を受ける上で満たすべき基準について定めております。

2の改正の内容についてですが、1点目、子ども・子育て支援法の改正により、同法第19条第2項が削られ、現行の第19条第1項が第19条となり条項ずれが生じたことに伴い、引用条文の規定を整備するものであります。

2点目、子ども家庭庁の設置に伴い、所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことに伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

3点目、特定教育・保育施設における重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないこととするものであります。

4点目、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒関係規定「第26条」を削除するものでございます。

5点目、町長が、特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を除く。）による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の条件を満たすと認めるとき。また、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合において、連携協力を行う者の確保のために必要な措置を講じても連携協力者の確保が困難であると認めるときは、連携施設を確保しないこととすることができるとするものであります。

6点目、特定地域型保育事業者（事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設を適切に確保しなければならないとされておりますが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、連携施設、2頁をご覧ください。を確保しないこととすることができるとする経過措置を延長し、条例の施行日から15年を経過する日とするものであります。

7点目、その他、国の基準と整合するよう条文の整理を行うものであります。

3の施行期日につきましては、令和7年4月1日とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第8号長万部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議案第9号 長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第14、議案第9号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求

めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第9号長万部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

議案に、新旧対照表とあわせて一部改正の要点の資料を添付させていただいております。こちらで改正内容の要点についてご説明させていただきます。

1の改正理由についてですが、家庭的保育事業等の設備運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準を定める本条例を国の基準と同様に改正するものであります。本条例は、家庭的保育事業者等の認可を行う基準について定めております。

2の改正の内容についてですが、1点目、町長が、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の条件を満たすと認めるとき。また、代替保育の提供に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、連携協力を行う者の確保のために必要な措置を講じても連携協力者の確保が困難であると認めるときは、連携施設を確保しないこととすることができるとするものであります。

2点目、児童の安全の確保に関する計画の策定及び児童の施設外での活動、取組等の移動のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける規定を新設するものであります。

3点目、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒関係規定「第13条」を削除するものであります。

4点目、感染症等の予防まん延防止のため、職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めることとするものであります。

5点目、栄養士法の改正に伴い、管理栄養士養成施設卒業者は栄養士免許の取得が不要となり、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことから、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合においても配置の要件を満たすとするものであります。また、居宅等で行われている家庭的保育事業では、調理設備の確保が困難等の理由から、一定の条件を満たす事業者からの搬入を可能とするものであります。

2頁をご覧ください。6点目、子ども家庭庁の設置に伴い、所管が厚生労働省から内閣府に移管されたことから、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものであります。

7点目、保育所等における満3歳以上児の職員配置の最低基準を下記のとおりに見直しするものであります。年齢区分3歳児、改正前「20対1」を改正後「15：1」に、年齢区分4・5歳児、改正前「30対1」を改正後「25：1」に改めるものであります。また、保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士と見なすこととするものであります。

8点目、事業所内保育事業者は、町長が適当と認めるものについては、連携施設を確保しないことができるとするものであります。

9点目、家庭的保育事業者等（事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設を適切に確保しなければならないとされているが、連携施設の確保が著しく困難であって、必要な適切な支援を行うことができる町長が認める場合は、連携施設を確保しないこととすることができるとする経過措置を延長し、条例の施行日から15年を経過する日とするものであります。

10点目、その他、国の基準と整合するよう条文の整理を行うものであります。

3の施行期日ですが、令和7年4月1日から施行するというものであります。なお、本条例に基づいて認可している家庭的保育事業者等は、本町にはございません。

以上がただいま上程されました、議案第9号長万部町家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第15、議案第10号長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第10号長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項にずれが生じるため条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第1条は設置で、「第77条第1項」を「第72条第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第10号長万部町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 16、議案第 11 号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第 11 号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、乳幼児等に対する訪問看護の利用について、本町の条例では本人負担が生じる規定となっておりまして、本町ですでに実施している乳幼児等に対する医療費給付の無料化と齟齬が生じることから、乳幼児等に対する訪問看護においても同様に無料とするよう、当該条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約しご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条は、用語の定義で、訪問看護の本人負担額を規定している「基本利用料」を定義している第 5 号を削り、その後に続く第 6 号及び第 7 号の 2 号をそれぞれ第 5 号及び第 6 号に 1 号ずつ繰り上げるものであります。

第 6 条は、給付の範囲で、給付の範囲から控除すべきものであり、訪問看護の本人負担額として規定している「基本利用料」の文言を削ります。また、「基本利用料」を超えて給付することができる第 2 項についても、「基本利用料」に関する規定が削除されるため、併せて削除します。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 7 年 2 月 1 日から適用することとしており、これは、乳幼児等の訪問看護の利用について不利益が生じないよう遡及適用するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 11 号長万部町乳幼児等に対する医療費給付条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

2 時 5 分まで休憩いたします。

1 3 時 5 4 分 休憩

1 4 時 0 5 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 1 2 号 長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 7、議案第 1 2 号長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第 1 2 号長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、町条例における引用条項にずれが生じるため条例の一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案に添付しております新旧対照表によりご説明申し上げます。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 4 条は「園路及び広場」に関する条項で、第 6 号中の視覚障害者移動等円滑化経路に関しての政令引用部分であります第 2 1 条第 2 項第 1 号を第 2 2 条第 2 項第 1 号に改めるものであります。

附則として、この条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 2 号長万部町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の整備基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由と内容の説明であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 3 号 長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第 1 8、議案第 1 3 号長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。沼田消防長。

○消防長（沼田明宏） ただいま上程されました、議案第 1 3 号長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、刑法等の一部改正に伴い、自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑に一

本化となることから、用語の修正が必要なため条例を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第4条は欠格条項で、第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもので、附則として、この条例は令和7年6月1日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第13号長万部町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 町道の路線変更について

○議長（柏倉恵里子） 日程第19、議案第14号町道の路線変更についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

上野建設課長。

○建設課長（上野訓） ただいま上程されました、議案第14号町道の路線変更について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由につきましては、道路法の規定により、市町村道の認定・変更については議会の議決に付さなければならないことから、提案するものであります。

提案の内容につきましては、議案の中の表でお示しておりますとおり、町道長万部中の沢線外7路線につきまして、北海道新幹線建設工事により道路付替えがあり、線形が変更になったことで起点、終点、延長、幅員を変更するものであります。なお、新開公園線につきましては路線名も併せて変更をするものであります。

議案に添付しております資料の路線変更箇所図並びに路線変更位置図をご覧ください。1頁目は市街地部分の箇所図であり、長万部中ノ沢線、新開6号線、新開公園線、新開4号線、新開7号線、新開13号線の変更箇所を示しております。青い破線が変更前の路線線形であり、赤い実線が変更後の路線線形を示しております。

はじめに長万部中の沢線におきまして、起点の変更はなく終点字長万部444番地16地先が、字長万部444番地40地先に、路線延長2,946.66メートルが2,941.23メートルに、最大幅員10.25メートルが11メートルに変更となります。重用延長において中山大通線6メートルが6.01メートルに変更になります。

次に新開6号線におきまして、起点の変更はなく終点字長万部435番地62地先が、字長万部

435番地84地先に、路線延長178.50メートルが163.31メートルに変更となります。幅員についての変更はありません。重用延長において長万部中の沢線5.6メートルが6.79メートルに変更となります。

次に新開公園線におきまして、こちらは新開公園が廃止になったことから、路線名を新開14号線と変更いたします。起点及び終点の変更はなく路線延長が303.15メートルが303.67メートルに、最小幅員5メートルが6.5メートルに、最大幅員6メートルが6.98メートルに変更となります。重用延長において中山大通線6メートルが6.01メートルに変更になります。

次に新開4号線におきまして、起点字長万部435番地28地先が字長万部435番地72地先に、終点の変更はなく路線延長431.90メートルが431.19メートルに変更となります。幅員の変更はなく、重用延長において長万部中ノ沢線5.6メートルが6.75メートルに、新開南栄線4.3メートルが3.77メートルに変更になります。

次に新開7号線におきまして、起点字長万部444番地2地先が字長万部444番地51地先に、終点字長万部434番地200地先が字長万部434番地215地先に変更となります。路線延長168.14メートルが118.62メートルに、最大幅員6.9メートルが5.3メートルに変更となります。重用延長において長万部中の沢線5.6メートルが6.75メートルに変更になります。

次に新開13号線におきまして、起点字長万部444番地18地先が字長万部444番地1地先に、終点の変更はなく路線延長157.51メートルが150.66メートルに、最大幅員5メートルが6メートルに変更になります。重用延長において新開公園線2.5メートルが新開14号線3.75メートルに変更となります。

資料2頁目をご覧ください。こちらは花岡線の位置図となり国道5号と国道230号の交点から約1.6キロメートル長万部市街地よりの路線となります。

続きまして資料3頁目をご覧ください。花岡線におきまして、青い破線が変更前の路線線形で、赤い実線が変更後の路線線形を示しております。起点字花岡鉄道用地が字花岡199番地1地先に、終点字花岡125番地地先が字花岡128番地8地先に、路線延長419.6メートルが434.35メートルに、最大幅員5メートルが9.25メートルに変更となります。重用延長において国道5号4.5メートルが16.57メートルに変更となります。

次に資料4頁目をご覧ください。こちらは花岡2号線の位置図となり、花岡線からゴルフ練習場に向かっての路線となります。

続きまして資料5頁のほうをご覧ください。花岡2号線におきまして、青い破線が変更前路線線形で、赤い実線が変更後路線線形を示しております。起点及び終点の変更はなく、路線延長310.43メートルが303.93メートルに、最大幅員6.93メートルが9.25メートルに変更となります。重用延長において花岡線2.7メートルが2.5メートルに変更になります。

以上がただいま上程されました、議案第14号町道の路線変更についての提案理由と内容のご説明であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号 令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第 12 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 20、議案第 15 号令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第 12 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 15 号令和 6 年度長万部町一般会計補正予算（第 12 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、各種事務事業等の終了による執行経費をはじめ、物件費等の不用額や歳入を精査するもので、歳入歳出から 1 億 8,189 万 9,000 円を減額し、補正後の予算総額を 72 億 620 万 9,000 円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたしますが、歳出はほとんどが不用額の整理による減額のため、要約して追加補正となる科目についてのみ説明いたします。

議会費は 118 万円の減額。

総務費は 4,733 万円の減額で、追加となる科目は、企画費の負担金・補助及び交付金 278 万 2,000 円で、北海道新幹線建設負担金 527 万 3,000 円、長万部・黒松内・豊浦 3 町連携会議負担金 2 万円の追加、及びその他負担金 251 万 1,000 円の減額。税務総務費の給料 1 万円の追加は、定年延長職員の役職定年による調整額。賦課徴収費の償還金・利子及び割引料 20 万円の追加は、個人町民税の過年度分確定申告に伴う還付金であります。

2 頁をご覧ください。民生費は 8,038 万 2,000 円の減額であります。

3 頁をご覧ください。衛生費は 2,145 万 4,000 円の追加で、追加となる科目は、ごみ処理費の役務費 8 万円で、ゴミ袋販売数量の増による証紙売捌手数料。病院事業費の繰出金 4,300 万円の追加は、収支不足分に係る病院事業会計繰出金であります。

農林水産業費は 4,338 万 1,000 円の減額で、追加となる科目は、農業総務費の給料 7,000 円で、定年延長職員の役職定年による調整額。林業総務費の積立金 229 万 1,000 円の追加は、森林環境譲与税の譲与額の増による森林環境譲与税基金積立金。

4 頁をご覧ください。水産物流通加工基盤強化対策費の委託料 1,635 万円の追加は、ホタテウロ処理に係る水産廃棄物リサイクル施設維持管理運営委託で、燃料費の高騰などに伴う経費の増加によるものであります。

商工費は 322 万円の減額。

土木費は 2,026 万 8,000 円の減額で、追加となる科目は、道路橋梁維持費の委託料 2,306 万 3,000 円で、町道等の除排雪作業に係る道路維持管理委託 2,800 万円の追加、及び入札執行残による測量調査設計委託 493 万 7,000 円の減額であります。

消防費は 757 万 2,000 円の減額で、追加となる科目は、常備消防費の職員手当等 10 万 6,000 円で、扶養の変更に伴う寒冷地手当 4 万 6,000 円、扶養手当 6 万円の追加であります。

5 頁をご覧ください。教育費は 2,593 万 3,000 円の減額で、追加となる科目は、社会教育

総務費の給料4,000円で、昇格に伴うものであります。

6頁をご覧ください。公債費は7万4,000円の追加で、元金は利率見直しに伴う償還元金4万7,000円、利子は令和5年度借入分の利率確定による2万7,000円の追加。

諸支出金は、2,583万9,000円の追加で、ガス事業費のガス供給設備工事などに係る、ガス事業会計繰出金であります。

1頁にお戻りください。次に、歳入についてご説明いたします。

町税は7,500万円の追加であります。個人町民税は、現年課税分が漁業者所得額の増による900万円の追加、滞納繰越分が徴収額の減による100万円の減額。法人町民税は、現年課税分が事業収益の増による法人税割1,500万円の追加。固定資産税は、現年課税分が家屋及び償却資産の増による3,700万円の追加。町たばこ税は、現年課税分が、たばこ本数の増による1,500万円の追加であります。地方譲与税は229万円の追加で、森林環境譲与税の譲与額の増によるもの。

分担金及び負担金は1,662万円の減額で、農林水産業費分担金の、事業費の確定による道営草地整備事業分担金であります。使用料及び手数料は1,110万6,000円の減額で、商工使用料から農林水産手数料まで、それぞれ、利用状況等を精査し整理いたしました。

国庫支出金は1億2,007万9,000円の減額で、民生費国庫負担金から、2頁をご覧ください。総務費国庫委託金まで、それぞれ、事業費の確定などにより整理いたしました。道支出金は2,556万1,000円の減額で、民生費道負担金から、3頁をご覧ください。総務費道委託金まで、それぞれ事業費の確定などにより整理いたしました。

財産収入は39万8,000円の追加で、財産貸付収入から不動産売払収入まで、年度末を見込み整理いたしました。

寄附金は600万円の減額で、まちづくり寄附金、企業版ふるさと応援寄附金を、年度末を見込み整理いたしました。

繰入金は2,445万3,000円の減額で、財政調整基金繰入金667万2,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。なお、この基金取り崩し後の、当基金残高見込額は5億2,298万3,000円となります。その他の繰入金については、事業費の確定などにより整理いたしました。

諸収入は2,766万8,000円の減額で、預金利子49万6,000円は、金利の上昇に伴う追加。貸付金元利収入の奨学金貸付88万4,000円は、繰上償還による追加。4頁をご覧ください。宝くじ交付金収入28万8,000円の減額は、交付額の確定によるもの。

雑入は、それぞれ、事業費の確定などにより整理いたしました。

町債は2,810万円の減額で、総務債から教育債まで、それぞれ、事業費の確定により整理いたしました。

次に、補正予算書の5頁をご覧ください。第2表は、繰越明許費補正の追加であります。款・農林水産業費、項・水産業費、事業名アイヌ農林漁業対策事業、金額802万円以内を、令和6年度内の事業完了が期間的に困難なことから、令和7年度に繰越して使用するというものであります。

次に、第3表は、地方債補正の変更であります。起債の目的、街路灯管理支援から学校給食施設整備までの15項目で、変更前の総額5億9,480万円を、変更後の総額5億6,670万円に2,810万円減額し、この表のとおり変更したいというものであります。

以上が、令和6年度長万部町一般会計補正予算（第12号）の内容であります。なお、譲与税等

の決定は、例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分に対応したいと考えておりますので、あらかじめご承知おき願います。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、16頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、16頁から21頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、21頁から24頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、25頁から27頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、27頁から29頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、29頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、30頁から32頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、32頁から34頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、34頁から38頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に公債費、38頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸支出金、39頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに町税、6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に地方譲与税、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に分担金及び負担金、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に使用料及び手数料、7頁から8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、8頁から10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、10頁から12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、13頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、１３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に諸収入、１３頁から１４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、１４頁から１５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に５頁をご覧ください。第２表、繰越明許費補正及び第３表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号 令和６年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第２１、議案第１６号令和６年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第１６号令和６年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ３８８万９、０００円を減額し、補正後の予算総額を１億１、１２４万４、０００円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費、徴収費、需用費１０万円の減額は、納付書等の印刷費の執行残を減額するものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金、負担金・補助及び交付金３７８万９、０００円の減額は、広域連合への保険料等負担金の減により、減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。後期高齢者医療保険料は、２５０万円の減額であります。特別徴収保険料、現年度分特別徴収保険料５００万円の減額、普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料２５０万円の追加は、保険料調定額の実績を勘案したものであります。

繰入金は、２１７万４、０００円の減額であります。事務費繰入金５０万９、０００円、保険基盤安定繰入金１６６万５、０００円の減額は、広域連合からの額の確定及び事務費の精査によるものであります。

繰越金７８万５、０００円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第16号令和6年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本案を採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第22、議案第17号令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野町民課長。

○町民課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第17号令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,293万3,000円を追加し、補正後の予算総額を7億3,594万4,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は、42万円の減額であります。一般管理費の共済費30万円の減額は、退職手当組合負担金の減。旅費32万円の減額は、オンライン会議の増に伴う出張の減によるものであります。

積立金、基金積立金、積立金は、2,335万3,000円の追加で、繰越金と今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財政調整のため、国民健康保険財政調整基金に積み立てするものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金、保険給付費等交付金、普通交付金は1,000万円の減額で、保険給付費に対する交付金が減となる見込みによるものであります。

財産収入、利子及び配当金、利子は1万2,000円の追加で、金利の上昇に伴う基金の利子の追加によるものであります。

繰入金、一般会計繰入金は455万4,000円の減額で、保険基盤安定負担金繰入金の減や、人件費、物件費等の繰入金の精算などによるものであります。

国庫支出金、番号制度システム整備費補助金、番号制度システム整備は、15万円の減額で、事業の確定によるものであります。

繰越金3,762万5,000円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、議案第17号令和6年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の提案内容

であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号 令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第23、議案第18号令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第18号令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、補助金等の交付額の確定及び執行済経費の整理等のための補正で、歳入歳出から1億5,167万9,000円を減額し、補正後の予算総額を8億8,332万5,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

1 総務費は、207万3,000円の減額であります。一般管理費、給料18万8,000円の減額、職員手当等42万6,000円の減額。共済費8万5,000円の減額は、人事異動による執行残を整理するものであります。賦課徴収費、役務費35万4,000円の減額は、納付払込手数料で、銀行収納手数料を見込んでおりましたが、総務課で一括して支払うことになったため減額するものであります。認定調査等費、報酬32万円の減額は、嘱託介護認定調査員による認定調査件数の減。役務費55万円の減額は、主治医意見書作成件数の減。委託料15万円の減額は、認定調査委託件数の減によるものであります。

2 保険給付費は、1億4,384万5,000円の減額であります。居宅介護予防サービス給付費から特定入所者サービス等費までの各サービス給付費等について、それぞれ年度末までの所要額を見込んだうえ減額するものであります。

3 地域支援事業費は、581万1,000円の減額であります。一般介護予防事業費、委託料19万円の減額は、一般介護予防事業の開催回数の減によるものであります。包括的支援・任意事業費、報酬8万円の減額は、生活支援体制整備事業協議体委員報酬8万円の減額で、会議開催数の減によるものであります。給料27万円の減額、職員手当等41万円の減額は、不用額を整理いたしました。委託料448万5,000円の減額は、地域包括支援センター事務委託360万円の減額で勤務日数の減、介護予防サービス計画作成委託20万5,000円の減で委託件数の減、配食サ

ービス事業委託62万円の減で利用者の減によるものであります。負担金・補助及び交付金33万6,000円の減額は、成年後見人報酬負担金で、利用者がいなかったことによるものであります。

4基金積立金は、5万円の追加であります。介護給付費準備基金積立金、積立金5万円の追加は、利子の増により基金に積み立てするものであります。歳入では、7財産収入、利子及び配当金、利子に、歳出と同額の5万円を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

4国庫支出金は、2,711万1,000円の減額、5支払基金交付金5,729万4,000円の減額、6道支出金3,330万5,000円の減額は、交付額の確定により、それぞれ追加、減額するものであります。

8繰入金は、3,401万9,000円の減額であります。一般会計繰入金、低所得者保険料軽減繰入金6万1,000円の減額は、交付額確定による減額であります。

その他一般会計繰入金783万4,000円の減額は、職員給与等繰入金、事務費繰入金で207万3,000円の減額、地域支援事業繰入金で576万1,000円を減額するものであります。

介護給付費準備基金繰入金2,612万4,000円の減額は、保険給付費の減に伴い減額するものであります。

以上がただいま上程されました、令和6年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第5号）についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁から9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第6号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第24、議案第19号令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第19号令和6年度長万部町ガス事業会計補正予算（第6号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に600万円を追加し、補正後の支出予定額を1億5,188万5,000円に改めるものでございます。内訳では、消

費税 600 万円の追加で、新幹線関連工事等に伴う増額分でございます。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。予算第 4 条に定めている、資本的支出から 6,470 万円を減額し、補正後の支出予定額を 8,926 万 3,000 円に改めるものでございます。内訳では、供給設備 6,470 万円の減額で、ガス本支管移設工事等の執行残でございます。

次に、収入になりますが、資本的収入から 4,436 万 1,000 円を減額し、補正後の収入予定額を 7,844 万 4,000 円に改めるものでございます。

内訳では、企業債 420 万円及び工事負担金 6,600 万円の減額並びに出資金 2,583 万 9,000 円の追加は、年度内の建設改良費に係るガス供給設備工事額が確定したことによるものでございます。

続きまして、補正予算書の 1 頁をご覧願います。第 2 条は、業務の予定量の変更になります。ガス供給設備工事額の確定によりまして、業務予定量が変更となるもので、予算第 2 条表中、本年度の欄の供給設備「1 億 2,006 万 3,000 円」を「5,536 万 3,000 円」に改めるものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出と、2 頁に移りまして第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に、第 5 条は企業債の変更で、ガス供給設備工事額の確定によりまして、予算第 5 条中、限度額「3,000 万円」を「2,580 万円」に、起債の方法「証券借入」を「証書借入」に改めるものでございます。

以上が、令和 6 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 6 号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的支出、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出、4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1 頁をご覧ください。第 2 条、業務の予定量及び、2 頁第 5 条、企業債を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号 令和 6 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 25、議案第 20 号令和 6 年度長万部町水道事業会計補正予算（第

3号)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長(中里博也) ただいま上程されました、議案第20号令和6年度長万部町水道事業会計補正予算(第3号)の内容につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、企業債の変更及び債務負担行為の追加補正でございます。はじめに、第2条の企業債の変更は、起債の方法「証券借入」を「証書借入」に改めるものでございます。

続いて、第3条は債務負担行為の追加で、事項は、新幹線関連事業に伴う水道管移設関連事業、期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額は総額4億円以内でございます。

工事概要等につきましては、特に国道230号及び八丈団地線の水道管補強工事に伴うもので、施工監理業務につきましては年度末から令和7年度にかけて、継続して監理する必要がある、また豊津3号線等の営農用水移設工事や静狩中央線並びに陣屋線付近等の水道管移設工事についても契約等の手続を早急に進めるために、このたび提案するものでございます。

なお、鉄道運輸機構とは現在詳細協議を進めておりまして、工事費用等につきましては、鉄道運輸機構の負担となる予定でございます。

以上が、令和6年度長万部町水道事業会計補正予算(第3号)の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(柏倉恵里子) これより質疑を行います。1頁をご覧ください。第2条、企業債及び第3条、債務負担行為を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(柏倉恵里子) 日程第26、議案第21号令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長(中里博也) ただいま上程されました、議案第21号令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算(第4号)の内容につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、令和6年4月1日からの公営企業会計移行に係る科目等の変更や、特例的収入及び支出等を整理するものでございます。

それでは、補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入の下水道事業収益から377万

7,000円を減額し、補正後の収入予定額を2億8,857万4,000円に改めるものでございます。内訳では科目を変更したため営業収益の下水道収益5,800万円、他会計負担金1,904万7,000円をそれぞれ減額、新たにその他営業収益1,627万円、下水道使用料5,800万円をそれぞれ追加し、1項の営業収益としては、汚水処理施設維持管理に係る一般会計負担金の精算に伴い、277万7,000円を減額するものでございます。

次の、営業外収益も科目変更のため、他会計負担金の一般会計補助金8,039万9,000円、国庫補助金1,900万円をそれぞれ減額、新たに他会計補助金8,039万9,000円、補助金1,800万円をそれぞれ追加し、2項の営業外収益としては、国庫補助金の減に伴い、100万円を減額するものでございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。第3条は、特例的収入及び支出で、公営企業会計移行時の未収金及び未払金が確定したことに伴い、予算第4条2項中「それぞれ3億円」を「未収金9,088万円、未払金958万1,000円」に改めるものでございます。

次に、第4条は債務負担行為の補正で、予算第5条表中、長万部終末処理場更新事業の限度額「7億9,000万円以内」を「6億6,000万円以内」に改めるものでございます。

続きまして、第5条は企業債で、予算第6条表中、起債の方法「証券借入」を「証書借入」に改めるものでございます。

第6条は繰越明許費で、下段の第1表をご覧ください。款・資本的支出、項・建設改良費、事業名、長万部終末処理場更新事業、金額8,300万円以内につきまして、令和6年度内の事業完了が期間的に困難なことから、令和7年度に繰越をして、使用するというものでございます。

以上が、令和6年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第4号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。収益的収入、3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第3条、特例的収入及び支出、第4条、債務負担行為、第5条、企業債及び第6条、繰越明許費を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第27、議案第22号令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） ただいま上程されました、議案第22号令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出に係る補正であります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。概要の1頁をご覧ください。予算第3条に定める収益的収入及び支出のうち、支出の病院事業費用から2,572万2,000円を減額し、補正後の支出予定額を7億1,474万3,000円に改めるものであります。内訳は、給与費の報酬が209万4,000円の減額、賞与引当金繰入額が675万円の減額で執行残の整理。経費の光熱水費は109万8,000円の減額、修繕費は768万7,000円の減額、賃借料は228万1,000円の減額、委託料は506万2,000円の減額で、それぞれ年度末を見込み整理をいたしました。研究研修費の旅費75万円の減額は各種研修会等に係る執行残の整理であります。

次に、収入は病院事業収益から6,622万3,000円を減額し、補正後の収入予定額を6億9,028万4,000円に改めるものであります。内訳は、入院収益が6,012万7,000円の減額で入院患者数の減によるもの。外来収益は5,463万5,000円の減額で外来患者数の減によるもの。他会計補助金4,300万円の追加は、入院・外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。その他医業外収益404万1,000円の追加は、委託料の返還分の計上であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。概要の2頁をご覧ください。予算第4条に定める資本的収入及び支出の資本的支出から927万円を減額し、補正後の支出予定額を2,953万5,000円に改めるものであります。内訳は、病院施設費の機械器具備品購入費927万円の減額は、X線画像処理装置導入に係る執行残の整理であります。

次に、収入は資本的収入から820万円を減額し、補正後の収入予定額を1,035万9,000円に改めるものであります。内訳は、企業債が820万円の減額で、X線画像処理装置導入の事業費確定に伴う執行残の整理であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,917万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,917万6,000円で補てんをいたします。

補正予算書の1頁をご覧ください。第2条、業務の予定量の年間患者数入院延べ「8,030人」を「5,593人」に、外来延べ「2万1,384人」を「1万7,177人」に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出は、概要の中でご説明しましたので、省略させていただきます。

2頁をご覧ください。第5条は、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもので、給与費の減額により、予算総額を4億6,673万9,000円に改めるものであります。

第6条は、他会計からの補助金で、予算第7条中、3億9,800万円を4億4,100万円に改めるものであります。

第7条は、企業債で、事業費確定に伴い、予算第9条中、限度額1,600万円を780万円に改めるものであります。

以上が、令和6年度長万部町病院事業会計補正予算（第7号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。5頁から6頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1 頁をご覧ください。第2 条業務の予定量、2 頁、第5 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6 条他会計からの補助金及び第7 条企業債を一括して行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6 番 高森功治） 1 頁の第3 条で、医業収益が1 億1,326 万4,000 円の減ということですけども、マイナスの理由はいろいろあると思うんですけども、先月でしたか1 月でしたか、ちょっと忘れたんですけど、外来を休診した日があったと思うんですけども、今回この休診した経緯をお聞きしたいのと、もしこれ休診するという規程があるならお聞きします。ないならいいです。

○議長（柏倉恵里子） 本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） まずはじめに休止した経緯であります。病院内におきまして、インフルエンザウイルスの院内クラスターが発生いたしました。職員及び入院患者に感染者が発生したため、外来を一定期間休止をさせていただきました。休止の院内規程につきましては、病院内の院内感染対策委員会というのがございまして、その中で決定してやむなく休止ということにさせていただきました。以上でございます。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6 番 高森功治） 大体でいいんですけど、何人くらいがインフルエンザに罹ったのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 本前病院事務長。

○病院事務長（本前武広） 入院患者や職員合わせまして、10 数名ということで回答させていただきます。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 令和7年度長万部町一般会計予算から

◎議案第30号 令和7年度長万部町病院事業会計予算まで

○議長（柏倉恵里子） 日程第28、議案第23号令和7年度長万部町一般会計予算から日程第35、議案第30号令和7年度長万部町病院事業会計予算までの8件の議題を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております8件の議案については、議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております8件の議案については議長を除く9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

15時02分 休憩

15時09分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に開催した予算審査特別委員会において委員長及び副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長には大谷議員、副委員長に村川議員。以上のとおりであります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

15時10分 休憩

15時11分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります諮問第1号人権擁護委員の推薦についての議案が町長より提出されましたのでお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦について

○議長（柏倉恵里子） 日程第36、諮問第1号人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、諮問第1号人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町には、現在3名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱されております。このたびそのうち高井優一氏が令和7年6月30日付をもって任期満了となりますので、再度推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。なお、任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。
討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。
これより直ちに本件を採決いたします。
お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案等の調査のため3月7日から10日までの4日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって3月7日から10日までの4日間を休会とすることに決定いたしました。なお、本会議は3月11日午前10時から再開いたしますのでご承知お願いします。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

15時14分 散会
